

**改正**

昭和57年3月25日いわき市条例第12号

昭和57年7月1日いわき市条例第27号

昭和58年3月23日いわき市条例第27号

昭和60年3月26日いわき市条例第12号

昭和60年12月23日いわき市条例第41号

昭和61年3月26日いわき市条例第15号

昭和63年3月30日いわき市条例第15号

平成元年3月31日いわき市条例第22号

平成2年3月28日いわき市条例第13号

平成3年3月28日いわき市条例第18号

平成6年3月28日いわき市条例第9号

平成6年6月30日いわき市条例第27号

平成8年3月28日いわき市条例第12号

平成9年3月31日いわき市条例第25号

平成12年3月29日いわき市条例第40号

平成14年3月29日いわき市条例第46号

平成14年12月27日いわき市条例第81号

平成15年3月28日いわき市条例第28号

平成17年6月30日いわき市条例第84号

平成21年3月31日いわき市条例第16号

平成25年12月26日いわき市条例第70号

平成27年9月18日いわき市条例第59号

平成27年12月28日いわき市条例第71号

平成29年11月30日いわき市条例第47号

平成30年12月27日いわき市条例第68号

平成31年3月29日いわき市条例第10号

令和元年7月8日いわき市条例第7号

令和元年12月26日いわき市条例第42号

令和3年12月27日いわき市条例第56号

## いわき市体育施設条例

### (設置)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民の健康増進並びに体育活動及びスポーツの振興に寄与するため、体育施設を設置する。

### (種類、名称及び位置)

**第2条** 体育施設の種類、名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

### (休館日及び休場日)

**第3条** 体育施設の休館日及び休場日は、別表第2のとおりとする。

2 指定管理者（第12条第1項に規定する指定管理者をいう。以下第10条までにおいて同じ。）は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、第12条第1項の規定により当該指定管理者が管理する体育施設（以下第5条までにおいて「指定管理者が管理する体育施設」という。）を臨時に休館し、若しくは休場し、又は開館し、若しくは開場することができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、体育施設（指定管理者が管理する体育施設を除く。）を臨時に休館し、若しくは休場し、又は開館し、若しくは開場することができる。

### (開館時間及び開場時間)

**第4条** 体育施設の開館時間及び開場時間は、別表第3のとおりとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、当該指定管理者が管理する体育施設の開館時間及び開場時間を臨時に変更することができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、体育施設（指定管理者が管理する体育施設を除く。）の開館時間及び開場時間を臨時に変更することができる。

### (使用の許可)

**第5条** 体育施設を使用しよう者は、あらかじめ、指定管理者（指定管理者が管理する体育施設以外の体育施設については、市長。次項、次条及び第10条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に条件を付すことができる。

### (使用の不許可)

**第6条** 指定管理者は、体育施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めると

きは、体育施設の使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他体育施設の管理運営上支障があるとき。

(使用料)

**第7条** 体育施設（別表第1に規定する地区体育館のうちいわき市立上三坂体育館及びいわき市立下三坂体育館並びに同表に規定する健康増進施設を除く。）の使用の許可を受けた者（次条及び第9条において「使用者」という。）は、別表第4から別表第13までに定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料の納入は、前納とする。

(使用料の減免)

**第8条** 市長は、使用者が公用又は公益の目的のため体育施設を使用する場合で、特に必要があると認めるときは、その使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

**第9条** 既に納付された使用料は、第10条第4号に該当する場合のほか、返還しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなつた場合で、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金)

**第9条の2** 体育施設（別表第1に規定する健康増進施設に限る。）の使用の許可を受けた者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第13の2に定める額を限度として、市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を自らの収入として收受することができる。

4 指定管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、利用料金の全部若しくは一部を減免し、又は既納の利用料金の全部若しくは一部を返還することができる。

(使用の許可の取消し等)

**第10条** 指定管理者は、体育施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に係る使用を停止させ、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 第6条各号のいずれかに該当することとなつたとき。

(4) その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。

(損害賠償)

**第11条** 使用者は、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認める場合は、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

**第12条** 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第14に規定する体育施設の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う別表第14に規定する体育施設の管理に関する業務は、次のとおりとする。

(1) 体育施設の使用に関する業務

(2) 体育施設の施設及び設備の維持管理

(3) この条例の規定により指定管理者が行うこととされている業務

(4) その他市長が必要と認める業務

(指定の申請)

**第13条** 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に、事業計画書その他市長が規則で定める書類を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

**第14条** 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に別表第14に規定する体育施設の管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、別表第14に規定する体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができるものであること。

(2) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していると認められること。

(3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設運営ができること。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(指定管理者の指定の取消し)

**第15条** 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による指定

を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 前条第1項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 第17条各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。
- (4) その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

(指定管理者の公表)

**第16条** 市長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

**第17条** 指定管理者は、次に掲げる基準により、別表第14に規定する体育施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 別表第14に規定する体育施設の施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 当該指定管理者が業務に関連して取得した使用者の個人に関する情報を適切に管理するために必要な措置を講ずること。

(事業報告書の作成及び提出)

**第18条** 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) その他管理の実態を把握するために必要な事項

(委任)

**第19条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例（以下「旧条例」という。）は、廃止する。
  - (1) いわき市野球場条例（昭和42年いわき市条例第42号）
  - (2) いわき市庭球場条例（昭和42年いわき市条例第43号）
  - (3) いわき市市民プール条例（昭和43年いわき市条例第9号）

- (4) いわき市体育館条例（昭和44年いわき市条例第48号）
- (5) いわき市市民運動場条例（昭和47年いわき市条例第58号）
- (6) いわき市陸上競技場条例（昭和49年いわき市条例第12号）
- (7) いわき市弓道場条例（昭和54年いわき市条例第13号）

3 この条例の施行の日前に旧条例の規定に基づいてなされた申請、許可その他の行為は、この条例に基づいてなされたものとみなす。

4 この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和57年3月25日いわき市条例第12号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和57年7月1日いわき市条例第27号）

この条例は、昭和57年8月1日から施行する。

**附 則**（昭和58年3月23日いわき市条例第27号）

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

2 改正前のいわき市体育施設条例別表第1いわき市勿来市民運動場の規定は、改正後のいわき市体育施設条例別表第1の規定にかかわらず、当分の間、なおその効力を有する。

**附 則**（昭和60年3月26日いわき市条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和60年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後のいわき市体育施設条例別表第2、別表第3及び別表第9の規定（中略）は、施行日以後に使用の許可を受ける者に係る使用料について適用する。

（いわき市体育施設条例の経過措置）

3 前項に規定する場合において、第1条の規定による改正後のいわき市体育施設条例別表第9の規定の適用については、施行日から昭和60年9月30日までの間については、同表中「1,000円」とあるのは、「500円」とする。

**附 則**（昭和60年12月23日いわき市条例第41号）

この条例は、昭和61年2月1日から施行する。

**附 則**（昭和61年3月26日いわき市条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和63年3月30日いわき市条例第15号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定（いわき市内郷市民運動場に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

**附 則（平成元年3月31日いわき市条例第22号）**

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2から別表第9までの規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則（平成2年3月28日いわき市条例第13号）**

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

**附 則（平成3年3月28日いわき市条例第18号）**

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則（平成6年3月28日いわき市条例第9号）**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則（平成6年6月30日いわき市条例第27号）**

- 1 この条例は、平成6年7月25日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第10条第1項の改正規定、別表第2から別表第7まで及び別表第9の改正規定並びに別表第9の次に1表を加える改正規定（いわき市いわき市民プールに係る部分を除く。） 公布の日
  - (2) 別表第8の改正規定（いわき市いわき市民プールに係る部分を除く。）及び次項の規定 平成6年7月1日
- 2 改正後の別表第8の規定（いわき市いわき市民プールに係る部分を除く。）は、平成6年7月1日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則（平成8年3月28日いわき市条例第12号）**

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第7の規定（いわき市立いわき弓道場に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則（平成9年3月31日いわき市条例第25号）**

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2から別表第9までの規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用

料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成12年3月29日いわき市条例第40号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成14年3月29日いわき市条例第46号）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成14年12月27日条例第81号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定（中略）は、同月12日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後のいわき市体育施設条例別表第4及び別表第5の規定は、平成15年4月1日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例の一部改正）

- 3 いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例（平成13年いわき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

- 4 いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

**附 則**（平成15年3月28日いわき市条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年6月30日いわき市条例第84号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第11条の次に7条を加える改正規定（第

13条から第16条までに係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のいわき市体育施設条例の規定により教育委員会  
がした処分その他の行為又は現に教育委員会に対してされている申請その他の行為で、この条例に  
よる改正後のいわき市体育施設条例の規定により同条例第12条第1項に規定する指定管理者がする  
こととなるもの又は指定管理者に対してされることとなるものについては、同条例の相当規定によ  
りなされたものとみなす。

附 則 (平成21年3月31日いわき市条例第16号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日いわき市条例第70号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第4から別表第13までの規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用  
料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年9月18日いわき市条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定  
める日から施行する。

(1) 第5条第1項、別表第2総合体育館の項第1号、同表地域体育館 地区体育館 弓道場 (い  
わき弓道場を除く。)の項第1号及び同号ただし書、別表第4 1 総合体育館使用料 (1) 大  
体育館の専用使用又は一部専用使用の場合の表備考第1項、別表第4 1 総合体育館使用料  
(2) 小体育館の専用使用又は一部専用使用の場合の表備考第1項及び別表第4 1 総合体育  
館使用料 (3) 柔道場及び剣道場の専用使用又は一部専用使用の場合の表備考第1項、別表第  
5 1 地域体育館使用料 (1) 体育館の専用使用又は一部専用使用の場合の表備考第1項及  
び別表第5 1 地域体育館使用料 (2) 練習場の専用使用の場合の表備考第1項、別表第6  
1 地区体育館使用料 (1) 体育館の専用使用又は一部専用使用の場合の表備考第1項、別表  
第9 1 野球場使用料の表備考第2項並びに別表第10 1 多目的スタジアム使用料の表備考  
第2項の改正規定 公布の日

(2) 別表第1多目的スタジアムの項の次に次のように加える改正規定、別表第3陸上競技場 テ  
ニスコート 野球場 多目的スタジアムの項の改正規定及び同表市民運動場の項を削る改正規定、  
別表第10の次に2表を加える改正規定並びに別表第14の改正規定 (「いわき市南部スタジアム」

を「いわき市南部スタジアム いわき市新舞子フットボール場 いわき市新舞子多目的運動場」に改める部分に限る。)並びに附則第5項の規定 教育委員会が規則で定める日

(いわき市いわき新舞子ハイツ条例の一部改正)

- 2 いわき市いわき新舞子ハイツ条例(平成15年いわき市条例第55号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日以後のいわき市立新舞子体育館、いわき市新舞子テニスコート又はいわき市新舞子ヘルスプールの使用に関し、同日前にこの条例による改正前のいわき市いわき新舞子ハイツ条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為は、この条例による改正後のいわき市体育施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 4 改正後の別表第10の規定は、この条例の施行の日以後の多目的スタジアムの使用の許可に係る使用料について適用する。

(いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例の一部改正)

- 5 いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例(平成13年いわき市条例第56号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**(平成27年12月28日いわき市条例第71号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(いわき市体育施設条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に効力を有する前2項の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「改正前の各条例」という。)の規定により教育委員会がした処分その他の行為又は現に改正前の各条例の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為は、前2項の規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされたものとみなす。

**附 則**(平成29年11月30日いわき市条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成30年12月27日いわき市条例第68号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**(平成31年3月29日いわき市条例第10号)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第4から別表第13までの規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（令和元年7月8日いわき市条例第7号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後のいわき市体育施設条例に定めるいわき市立総合体育館を使用する場合の同条例第5条の規定による使用の許可の手續、同条例第7条の規定による使用料の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

**附 則**（令和元年12月26日いわき市条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年12月27日いわき市条例第56号）

- 1 この条例は、令和4年2月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のいわき市体育施設条例別表第5から別表第8まで、別表第10及び別表第13の規定並びに第2条の規定による改正後のいわき市コミュニティセンター条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**別表第1**（第2条関係）

種類	名称	位置
総合体育館	いわき市立 総合体育館	いわき市平下荒川字南作100番地
地域体育館	いわき市立 南部アリーナ	いわき市錦町細谷102番地の58
地区体育館	いわき市立 平体育館	いわき市平字正内町6番地の1
	いわき市立 新舞子体育館	いわき市平下高久字南谷地16番地の1
	いわき市立 小名浜武道館	いわき市小名浜字蛭川新川間62番地
	いわき市立 勿来体育館	いわき市錦町中迎一丁目12番地の1
	いわき市立 関船体育館	いわき市常磐関船町作田1番地の1
	いわき市立 上三坂体育館	いわき市三和町上三坂字山神前111番地の1
	いわき市立 下三坂体育館	いわき市三和町下三坂字立町30番地
陸上競技場	いわき市 いわき陸上競技場	いわき市平下荒川字南作86番地

テニスコート	いわき市 平テニスコート	いわき市平上荒川字島田76番地
	いわき市 新舞子テニスコート	いわき市平下高久字南谷地16番地の1
	いわき市 南部テニスコート	いわき市錦町細谷102番地の54
野球場	いわき市 平野球場	いわき市平上荒川字島田68番地
	いわき市 小名浜野球場	いわき市小名浜林城字日代鳥19番地
多目的スタジアム	いわき市 南部スタジアム	いわき市錦町細谷102番地の76
フットボール場	いわき市 新舞子フットボール場	いわき市平下高久字南谷地16番地の1
多目的運動場	いわき市 新舞子多目的運動場	いわき市平下高久字南谷地16番地の1
市民運動場	いわき市 平市民運動場	いわき市平字正内町22番地
	いわき市 小名浜市民運動場	いわき市泉もえぎ台二丁目11番地の3
	いわき市 勿来市民運動場	いわき市山田町沖42番地
	いわき市 常磐市民運動場	いわき市常磐湯本町日渡92番地の1
	いわき市 内郷市民運動場	いわき市内郷宮町代164番地の1
	いわき市 四倉市民運動場	いわき市四倉町字栗木作53番地の1
	いわき市 遠野市民運動場	いわき市遠野町上遠野字久保作34番地
	いわき市 小川市民運動場	いわき市小川町柴原字館下85番地の2
	いわき市 好間多目的広場	いわき市好間工業団地24番地の5
	いわき市 田人市民運動場	いわき市田人町黒田字寺ノ下64番地
	いわき市 川前市民運動場	いわき市川前町川前字下之内25番地
	いわき市 久之浜市民運動場	いわき市久之浜町金ヶ沢字北磯脇29番地の2
弓道場	いわき市立 いわき弓道場	いわき市平下荒川字南作115番地
	いわき市立 勿来弓道場	いわき市勿来町窪田小島13番地
	いわき市立 関船弓道場	いわき市常磐関船町作田1番地の1
市民プール	いわき市 いわき市民プール	いわき市平下荒川字南作101番地
健康増進施設	いわき市 新舞子ヘルスポール	いわき市平下高久字南谷地16番地の5

別表第2 (第3条関係)

種類	休館日及び休場日
----	----------

総合体育館	(1) 月の第3火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後のその日に最も近い休日でない日とする。 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
地域体育館 地区体育館（新舞子体育館を除く。） 弓道場（いわき弓道場を除く。）	(1) 月の第3月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日後のその日に最も近い休日でない日とする。 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
陸上競技場 テニスコート（新舞子テニスコートを除く。） 野球場 多目的スタジアム 市民運動場 弓道場（いわき弓道場に限り。）	12月29日から翌年の1月3日までの日
市民プール	9月1日から翌年の6月30日までの日
健康増進施設	月の第2月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その日後のその日に最も近い休日でない日とする。

別表第3（第4条関係）

種類	開館時間及び開場時間
総合体育館 地域体育館 地区体育館 弓道場	午前9時から午後9時まで
陸上競技場 テニスコート 野球場 多目的スタジアム フットボール場 多目的運動場 市民運動場	(1) 4月1日から10月31日まで 午前6時から午後9時（平テニスコート及び野球場にあつては、午後7時）まで (2) 11月1日から翌年の3月31日まで 午前9時から午後9時（平テニスコート及び野球場にあつては、午後6時）まで
市民プール	午前9時から午後9時まで
健康増進施設	午前10時から午後9時まで

別表第4（第7条関係）

1 総合体育館使用料

(1) 大体育館の専用使用又は一部専用使用の場合

使用区分					専用使用の使用料（3分の2面又は3分の1面の一部専用使用の使用料は、それぞれ3分の2又は3分の1相当額）
					円
入場料を徴収しないとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき 1,100
				日曜日等	1時間につき 1,370
			7月1日から9月30日まで	平日	1時間につき 2,990
				日曜日等	1時間につき 3,260
			12月1日から翌年の3月31日まで	平日	1時間につき 2,900
				日曜日等	1時間につき 3,170
		高校生以下（高専校生を含む。）	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき 550
				日曜日等	1時間につき 690
			7月1日から9月30日まで	平日	1時間につき 2,440
				日曜日等	1時間につき 2,580
			12月1日から翌年の3月31日まで	平日	1時間につき 2,350
				日曜日等	1時間につき 2,490
		その他の行事である場合	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき 5,500
				日曜日等	1時間につき 6,870
7月1日から9月30日まで	平日		1時間につき 7,390		
	日曜日等		1時間につき 8,760		
12月1日から翌年の3月	平日		1時間につき 7,300		

			31日まで	日曜日等	1時間につき	8,670
入場料を徴収するとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき	3,300
				日曜日等	1時間につき	4,120
			7月1日から9月30日まで	平日	1時間につき	5,190
				日曜日等	1時間につき	6,010
			12月1日から翌年の3月31日まで	平日	1時間につき	5,100
				日曜日等	1時間につき	5,920
		高校生以下 (高専校生を含む。)	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき	1,100
				日曜日等	1時間につき	1,370
			7月1日から9月30日まで	平日	1時間につき	2,990
				日曜日等	1時間につき	3,260
			12月1日から翌年の3月31日まで	平日	1時間につき	2,900
				日曜日等	1時間につき	3,170
		その他の行事である場合	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき	33,000
				日曜日等	1時間につき	41,250
7月1日から9月30日まで	平日		1時間につき	34,890		
	日曜日等		1時間につき	43,140		
12月1日から翌年の3月31日まで	平日		1時間につき	34,800		
	日曜日等		1時間につき	43,050		

備考

- 1 「3分の2面又は3分の1面」とは、施設の面積の3分の2又は3分の1相当のものをいう。
- 2 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は休日をいう。
- 3 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 4 午前9時以前又は午後9時以後の使用に係る使用料の額は、1時間につき、規定使用料の額に規定使用料の4分の1に相当する額を加算した額とする。

5 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

6 専用使用の場合に限り、市長が特別の理由があると認める使用に係る使用料の額は、この表に定める使用料の額との均衡を考慮して、市長が別に定める。

(2) 小体育館の専用使用又は一部専用使用の場合

使用区分					専用使用の使用料（一部専用使用の使用料は、2分の1相当額）
					円
入場料を徴収しないとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき 880
				日曜日等	1時間につき 1,100
			7月1日から9月30日まで	平日	1時間につき 1,780
				日曜日等	1時間につき 2,000
			12月1日から翌年の3月31日まで	平日	1時間につき 1,740
				日曜日等	1時間につき 1,960
		高校生以下（高専校生を含む。）	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき 440
				日曜日等	1時間につき 550
			7月1日から9月30日まで	平日	1時間につき 1,340
				日曜日等	1時間につき 1,450
			12月1日から翌年の3月31日まで	平日	1時間につき 1,300
				日曜日等	1時間につき 1,410
		その他の行事である場合	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき 2,640
				日曜日等	1時間につき 3,300
			7月1日から9月30日まで	平日	1時間につき 3,540
日曜日等	1時間につき 4,200				
12月1日から翌年の3月	平日		1時間につき 3,500		

			31日まで	日曜日等	1時間につき	4,160
入場料を徴収するとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき	1,760
				日曜日等	1時間につき	2,200
			7月1日から9月30日まで	平日	1時間につき	2,660
				日曜日等	1時間につき	3,100
			12月1日から翌年の3月31日まで	平日	1時間につき	2,620
				日曜日等	1時間につき	3,060
		高校生以下 (高専校生を含む。)	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき	880
				日曜日等	1時間につき	1,100
			7月1日から9月30日まで	平日	1時間につき	1,780
				日曜日等	1時間につき	2,000
			12月1日から翌年の3月31日まで	平日	1時間につき	1,740
				日曜日等	1時間につき	1,960
		その他の行事である場合	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき	10,560
				日曜日等	1時間につき	13,200
7月1日から9月30日まで	平日		1時間につき	11,460		
	日曜日等		1時間につき	14,100		
12月1日から翌年の3月31日まで	平日		1時間につき	11,420		
	日曜日等		1時間につき	14,060		

備考

- 1 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は休日をいう。
- 2 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 午前9時以前又は午後9時以後の使用に係る使用料の額は、1時間につき、規定使用料の額に規定使用料の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 4 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上

げる。

5 専用使用の場合に限り、市長が特別の理由があると認める使用に係る使用料の額は、この表に定める使用料の額との均衡を考慮して、市長が別に定める。

(3) 柔道場の専用使用又は一部専用使用の場合

使用区分					専用使用の使用料（一部専用使用の使用料は、2分の1相当額）
					円
入場料を徴収しないとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき 440
				日曜日等	1時間につき 550
			7月1日から9月30日まで	平日	1時間につき 840
				日曜日等	1時間につき 950
			12月1日から翌年の3月31日まで	平日	1時間につき 820
				日曜日等	1時間につき 930
		高校生以下（高専校生を含む。）	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき 220
				日曜日等	1時間につき 270
			7月1日から9月30日まで	平日	1時間につき 620
				日曜日等	1時間につき 670
			12月1日から翌年の3月31日まで	平日	1時間につき 600
				日曜日等	1時間につき 650
		その他の行事である場合	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき 1,320
				日曜日等	1時間につき 1,650
7月1日から9月30日まで	平日		1時間につき 1,720		
	日曜日等		1時間につき 2,050		
12月1日から翌年の3月31日まで	平日		1時間につき 1,700		
	日曜日等		1時間につき 2,030		

入場料を徴収するとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき	880
				日曜日等	1時間につき	1,100
			7月1日から9月30日まで	平日	1時間につき	1,280
				日曜日等	1時間につき	1,500
			12月1日から翌年の3月31日まで	平日	1時間につき	1,260
				日曜日等	1時間につき	1,480
		高校生以下 (高専校生を含む。)	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき	440
				日曜日等	1時間につき	550
			7月1日から9月30日まで	平日	1時間につき	840
				日曜日等	1時間につき	950
			12月1日から翌年の3月31日まで	平日	1時間につき	820
				日曜日等	1時間につき	930
	その他の行事である場合	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき	5,280	
			日曜日等	1時間につき	6,600	
7月1日から9月30日まで		平日	1時間につき	5,680		
		日曜日等	1時間につき	7,000		
12月1日から翌年の3月31日まで		平日	1時間につき	5,660		
		日曜日等	1時間につき	6,980		

備考

- 1 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は休日をいう。
- 2 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 午前9時以前又は午後9時以後の使用に係る使用料の額は、1時間につき、規定使用料の額に規定使用料の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 4 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

5 専用使用の場合に限り、市長が特別の理由があると認める使用に係る使用料の額は、この表に定める使用料の額との均衡を考慮して、市長が別に定める。

(4) 剣道場の専用使用又は一部専用使用の場合

使用区分					専用使用の使用料（一部専用使用の使用料は、2分の1相当額）
					円
入場料を徴収しないとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき 440
				日曜日等	1時間につき 550
			7月1日から9月30日まで	平日	1時間につき 730
				日曜日等	1時間につき 840
			12月1日から翌年の3月31日まで	平日	1時間につき 720
				日曜日等	1時間につき 830
		高校生以下（高専校生を含む。）	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき 220
				日曜日等	1時間につき 270
			7月1日から9月30日まで	平日	1時間につき 510
				日曜日等	1時間につき 560
			12月1日から翌年の3月31日まで	平日	1時間につき 500
				日曜日等	1時間につき 550
		その他の行事である場合	4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで	平日	1時間につき 1,320
				日曜日等	1時間につき 1,650
7月1日から9月30日まで	平日		1時間につき 1,610		
	日曜日等		1時間につき 1,940		
12月1日から翌年の3月31日まで	平日		1時間につき 1,600		
	日曜日等		1時間につき 1,930		
入場	アマチュア	一般	4月1日から6月30日ま	平日	1時間につき 880

料を 徴収 する とき	スポーツを 目的とする 行事である 場合		で及び10月1日から11月30日まで	日曜日等	1時間につき	1,100
			7月1日から9月30日まで	平日	1時間につき	1,170
				日曜日等	1時間につき	1,390
			12月1日から翌年の3月31日まで	平日	1時間につき	1,160
				日曜日等	1時間につき	1,380
			高校生以下 (高専校生 を含む。)	4月1日から6月30日まで	平日	1時間につき
		日曜日等			1時間につき	550
		7月1日から9月30日まで		平日	1時間につき	730
				日曜日等	1時間につき	840
		12月1日から翌年の3月31日まで		平日	1時間につき	720
				日曜日等	1時間につき	830
		その他の行事である場合	4月1日から6月30日まで	平日	1時間につき	5,280
	日曜日等			1時間につき	6,600	
	7月1日から9月30日まで		平日	1時間につき	5,570	
日曜日等			1時間につき	6,890		
12月1日から翌年の3月31日まで	平日		1時間につき	5,560		
	日曜日等		1時間につき	6,880		

備考

- 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は休日をいう。
- 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 午前9時以前又は午後9時以後の使用に係る使用料の額は、1時間につき、規定使用料の額に規定使用料の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 専用使用の場合に限り、市長が特別の理由があると認める使用に係る使用料の額は、この表

に定める使用料の額との均衡を考慮して、市長が別に定める。

(5) 大体育館、小体育館、柔道場及び剣道場の個人使用の場合

使用区分		使用料					
		午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで
一般	4月1日から6 月30日まで及び 10月1日から11 月30日まで	円 110	円 110	円 110	円 110	円 110	円 110
	7月1日から9 月30日まで	290	290	290	290	290	290
	12月1日から翌 年の3月31日ま で	280	280	280	280	280	280
高校生以下(高 専校生を含 む。)	4月1日から6 月30日まで及び 10月1日から11 月30日まで	50	50	50	50	50	50
	7月1日から9 月30日まで	140	140	140	140	140	140
	12月1日から翌 年の3月31日ま で	140	140	140	140	140	140

備考 未就学児は、無料とする。

(6) トレーニング室及び体育室の個人使用の場合

使用区分	使用料
一般	1回につき 110円

高校生以下（高専校生を含む。）	1回につき	50円
-----------------	-------	-----

備考

- 1 「1回」とは、2時間以内をいう。
- 2 未就学児は、無料とする。

## 2 総合体育館附属設備使用料

設備区分	使用料	
放送設備	1時間につき	550円
電光掲示板	1組1時間につき	440円
空気調和設備（大体育館の観覧席に限る。）	1時間につき	2,690円
温水シャワー	1回につき	100円
会議室	1室1時間につき	220円

備考

- 1 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 2 「1回」とは、20分以内をいう。

## 3 総合体育館電気使用料

### (1) 大体育館

使用区分		使用料	
観覧席		1時間につき	200円
競技場	全灯を使用する場合	1時間につき	900円
	2分の1灯を使用する場合	1時間につき	450円
	4分の1灯を使用する場合	1時間につき	230円
特殊電源装置		1時間につき	1,100円

備考

- 1 専用使用及び一部専用使用の場合に限る。
- 2 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 競技場の施設の面積の3分の2又は3分の1相当の一部専用使用に係る電気使用料の額は、それぞれ3分の2又は3分の1に相当する額とする。

- 4 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(2) 小体育館、柔道場及び剣道場

使用区分	使用料
競技場	1時間につき 160円
柔道場及び剣道場	1室1時間につき 70円

備考

- 1 専用使用及び一部専用使用の場合に限る。
- 2 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 3 一部専用使用に係る電気使用料の額は、2分の1に相当する額とする。
- 4 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

別表第5 (第7条関係)

1 地域体育館使用料

(1) 体育館の専用使用又は一部専用使用の場合

使用区分				専用使用の使用料 (一部専用使用の使用料は、2分の1相当額)				
				A	B	C	D	E
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
				円	円	円	円	円
入場料を徴収しないとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	平日	2,260	1,890	1,890	2,260	2,260
			日曜日等	2,830	2,360	2,360	2,830	2,830
	高校生以下(高専校生を含む。)	平日	1,130	940	940	1,130	1,130	
		日曜日等	1,410	1,170	1,170	1,410	1,410	
	その他の行事である場合		平日	11,310	9,430	9,430	11,310	11,310

			日曜日等	14,140	11,790	11,790	14,140	14,140
入場料を徴収するとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	平日	6,790	5,660	5,660	6,790	6,790
			日曜日等	8,490	7,070	7,070	8,490	8,490
		高校生以下 (高専校生を含む。)	平日	2,260	1,890	1,890	2,260	2,260
			日曜日等	2,830	2,360	2,360	2,830	2,830
	その他の行事である場合	平日	67,890	56,570	56,570	67,890	67,890	
		日曜日等	84,860	70,710	70,710	84,860	84,860	

備考

- 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は休日をいう。
- 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料の額は、1時間につき、A欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料の額は、1時間につき、E欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 正午から午後1時までの使用に係る使用料の額は、A欄の使用時間の延長については同欄の使用料の額の3分の1に相当する額、B欄の使用時間の繰上げについては同欄の使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(2) 練習場の専用使用の場合

使用区分			使用料					
			A	B	C	D	E	
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	
入場料を徴収	アマチュアスポーツを目的とする	一般	平日	円 500	円 420	円 420	円 500	円 500
			日曜日等	630	520	520	630	630
		高校生以下	平日	250	220	220	250	250

しな いと き	行事である 場合	(高専校生 を含む。)	日曜日等	310	260	260	310	310
	その他の行事である場合		平日	2,510	2,100	2,100	2,510	2,510
			日曜日等	3,140	2,620	2,620	3,140	3,140
入場 料を 徴収 する とき	アマチュア スポーツを 目的とする 行事である 場合	一般	平日	1,510	1,260	1,260	1,510	1,510
			日曜日等	1,890	1,570	1,570	1,890	1,890
	高校生以下 (高専校生 を含む。)		平日	500	420	420	500	500
			日曜日等	630	520	520	630	630
	その他の行事である場合		平日	15,090	12,570	12,570	15,090	15,090
			日曜日等	18,860	15,710	15,710	18,860	18,860

備考

- 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は休日をいう。
- 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料の額は、1時間につき、A欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料の額は、1時間につき、E欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 正午から午後1時までの使用に係る使用料の額は、A欄の使用時間の延長については同欄の使用料の額の3分の1に相当する額、B欄の使用時間の繰上げについては同欄の使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(3) 体育館及び練習場の個人使用の場合

使用区分	使用料
一般	1回につき 110円
高校生以下(高専校生を含む。)	1回につき 50円

備考

- 「1回」とは、別表第5 1 地域体育館使用料 (1) 体育館の専用使用又は一部専用使用の場合の表に掲げる時間区分の単位をいう。

2 未就学児は、無料とする。

2 地域体育館附属設備使用料

設備区分	使用料	
放送設備	1時間につき	550円
温水シャワー	1回につき	100円
会議室	1時間につき	220円

備考

- 1 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 2 「1回」とは、20分以内をいう。

3 地域体育館電気使用料

使用区分		使用料	
観覧席		1時間につき	10円
競技場	専用使用の場合	1時間につき	230円
	一部専用使用の場合	1時間につき	120円
練習場	専用使用の場合	1時間につき	20円
特殊電源装置		1時間につき	1,100円

備考 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

別表第6（第7条関係）

1 地区体育館使用料

(1) 体育館の専用使用又は一部専用使用の場合

使用区分		専用使用の使用料（一部専用使用の使用料は、2分の1相当額）				
		A	B	C	D	E
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
		円	円	円	円	円

入場料を徴収しないとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	平日	2,200	1,650	1,650	2,200	2,200	
			日曜日等	2,750	2,090	2,090	2,750	2,750	
		高校生以下 (高専校生を含む。)	平日	1,100	880	880	1,100	1,100	
			日曜日等	1,430	1,100	1,100	1,430	1,430	
		その他の行事である場合	平日	6,600	4,950	4,950	6,600	6,600	
			日曜日等	8,250	6,270	6,270	8,250	8,250	
	入場料を徴収するとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	平日	4,400	3,300	3,300	4,400	4,400
				日曜日等	5,500	4,180	4,180	5,500	5,500
		高校生以下 (高専校生を含む。)	平日	2,200	1,650	1,650	2,200	2,200	
			日曜日等	2,750	2,090	2,090	2,750	2,750	
		その他の行事である場合	平日	26,400	19,800	19,800	26,400	26,400	
			日曜日等	33,000	24,750	24,750	33,000	33,000	

備考

- 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は休日をいう。
- 午前6時から午前9時までの使用に係る使用料の額は、1時間につき、A欄に掲げる額の3分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 午後9時以後又は午前6時以前の使用に係る使用料の額は、1時間につき、E欄に掲げる額の2分の1に相当する額にその額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 正午から午後1時までの使用に係る使用料の額は、A欄の使用時間の延長については同欄の使用料の額の3分の1に相当する額、B欄の使用時間の繰上げについては同欄の使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(2) 個人使用の場合

使用区分	使用料
一般	1回につき 110円
高校生以下（高専校生を含む。）	1回につき 50円

備考

- 1 「1回」とは、別表第6 1 地区体育館使用料 (1) 体育館の専用使用又は一部専用使用の場合の表に掲げる時間区分の単位をいう。
- 2 未就学児は、無料とする。

2 地区体育館附属設備使用料

設備区分	使用料
放送設備	1時間につき 550円
電光掲示板	1組1時間につき 440円
会議室	1室1時間につき 220円

備考

- 1 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 2 この表の規定にかかわらず、新舞子体育館に係る放送設備の使用料については、1時間につき110円とする。

3 地区体育館電気使用料

使用区分		使用料
競技場	専用使用の場合	1時間につき 150円
	一部専用使用の場合	1時間につき 80円
特殊電源装置		1時間につき 1,100円

備考

- 1 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 2 この表の規定にかかわらず、新舞子体育館に係る競技場の使用料については、専用使用の場合は1時間につき1,100円とし、一部専用使用の場合は1時間につき550円とする。

別表第7 (第7条関係)

1 陸上競技場使用料

使用区分	使用料	
	一般	高校生以下(高専校生を含む。)

主競技場	入場料を徴収しないとき	専用使用 1 時間につき	1,570円	970円
		個人使用 1 時間につき	290円	190円
	年間個人使用	4,900円	3,500円	
	入場料を徴収するとき	専用使用 1 日につき	最高入場料の200人分に相当する額	最高入場料の100人分に相当する額
補助競技場	入場料を徴収しないとき	専用使用 1 時間につき	770円	330円
		個人使用 1 時間につき	160円	110円
	年間個人使用	2,200円	1,650円	
	入場料を徴収するとき	専用使用 1 日につき	最高入場料の200人分に相当する額	最高入場料の100人分に相当する額

備考

- 1 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 2 「年間個人使用」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間の個人使用をいう。ただし、当該期間の中途において使用の許可を受けたときは、その許可の日から当該期間の末日までの個人使用をいう。

2 陸上競技場附属設備使用料

設備区分	使用料
放送設備	1 時間につき 410円
温水シャワー	1 回につき 100円
夜間照明設備	1 時間につき 550円
室内走路	1 時間につき 220円

備考

- 1 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 2 「1回」とは、20分以内をいう。

別表第8（第7条関係）

1 テニスコート使用料

使用区分	使用料
------	-----

		一般	高校生以下（高専校生を含む。）
専用使用	1面1時間につき	310円	310円
個人使用	1時間につき	110円	50円
年間個人使用		6,290円	3,140円

備考

- 1 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 2 「年間個人使用」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間の個人使用をいう。ただし、当該期間の中途において使用の許可を受けたときは、その許可の日から当該期間の末日までの個人使用をいう。

2 テニスコート附属設備使用料

設備区分	使用料	
放送設備	1時間につき	140円
温水シャワー	1室1時間につき	550円
	1回につき	100円
夜間照明設備	専用使用の場合	1面1時間につき 60円
	個人使用の場合	1時間につき 30円

備考

- 1 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 2 「1回」とは、20分以内をいう。
- 3 この表の規定にかかわらず、新舞子テニスコートに係る夜間照明設備の使用料については、1面1時間につき1,100円とする。

別表第9（第7条関係）

1 野球場使用料

使用区分	使用料	
	一般	高校生以下（高専校生を含む。）

入場料を徴収しないとき	1時間につき	平日	1,100円	550円
		日曜日等	1,430円	770円
入場料を徴収するとき	1日につき	平日	最高入場料の200人分に相当する額	
		日曜日等	最高入場料の250人分に相当する額	

備考

- 1 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 2 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は休日をいう。

2 野球場附属設備使用料

設備区分		使用料	
コントロール室	スコアボード	1時間につき	330円
	放送設備	1時間につき	330円

備考 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

別表第10（第7条関係）

1 多目的スタジアム使用料

使用区分			使用料	
			一般	高校生以下（高専校生を含む。）
入場料を徴収しないとき	1時間につき	平日	2,270円	1,130円
		日曜日等	2,840円	1,420円
入場料を徴収するとき	1日につき	平日	最高入場料の200人分に相当する額	
		日曜日等	最高入場料の250人分に相当する額	

備考

- 1 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 2 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は休日をいう。

2 多目的スタジアム附属設備使用料

設備区分	使用料
------	-----

コントロール室	スコアボード	1時間につき	330円
	放送設備	1時間につき	330円
夜間照明設備		1時間につき	830円

備考 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

## 別表第10の2（第7条関係）

### 1 フットボール場使用料

使用区分			使用料（2分の1面又は3分の1面の使用の使用料は、それぞれ2分の1又は3分の1相当額）
一般	1時間につき	平日	2,560円
		日曜日等	3,200円
高校生以下（高専校生を含む。）	1時間につき	平日	1,280円
		日曜日等	1,600円

備考

- 「2分の1面又は3分の1面」とは、施設の面積の2分の1又は3分の1相当のものをいう。
- 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は休日をいう。
- この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

### 2 フットボール場附属設備使用料

設備区分	使用料	
放送設備	1時間につき	110円
夜間照明設備	全灯1時間につき	1,710円
	2分の1灯1時間につき	850円
	3分の1灯1時間につき	570円
テント	1張1日につき	550円

備考 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるとき

きはその端数を1時間として計算する。

別表第10の3（第7条関係）

1 多目的運動場使用料

使用区分			使用料
一般	1面1時間につき	平日	590円
		日曜日等	740円
高校生以下（高専校生を含む。）	1面1時間につき	平日	290円
		日曜日等	370円

備考

- 「1面」とは、施設の面積の4分の1相当のものをいう。
- 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は休日をいう。

2 多目的運動場附属設備使用料

設備区分	使用料
放送設備	1時間につき 110円
夜間照明設備	1面1時間につき 1,360円
テント	1張1日につき 550円

備考

- 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 「1面」とは、施設の面積の4分の1相当のものに係る設備をいう。

別表第11（第7条関係）

弓道場使用料

使用区分			使用料	
			一般	高校生以下（高専校生を含む。）
専用使用	いわき弓道場	1時間につき	円 1,100	円 550

	勿来弓道場及び関船弓道場	1時間につき	360	180
個人使用	いわき弓道場	1回につき	330	160
	勿来弓道場及び関船弓道場	1回につき	220	110
年間個人使用	いわき弓道場		4,950	2,470
	勿来弓道場及び関船弓道場		3,300	1,650

備考

- 1 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 2 「1回」とは、3時間以内をいう。
- 3 「年間個人使用」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間の個人使用をいう。ただし、当該期間の中途において使用の許可を受けたときは、その許可の日から当該期間の末日までの個人使用をいう。

別表第12（第7条関係）

1 市民プール使用料

使用区分			使用料	
			一般	高校生以下(高専校生を含む。)
専用使用（一部専用使用の使用料は、2分の1相当額）	1 プール施設につき	午前9時から正午まで	円 5,610	円 2,800
		正午から午後5時まで	9,350	4,670
		午後5時から午後9時まで	9,460	4,730
個人使用	プール施設	3時間以内	330	160
	ウォータースライダー	1回につき	20	20

備考

- 1 「一部専用使用」とは、コースの半数以下の使用をいう。
- 2 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。
- 3 未就学児の個人使用は、無料とする。

2 市民プール附属設備使用料

設備区分	使用料
放送設備	1時間につき 550円
電光掲示板	1組1時間につき 440円
会議室	1室1時間につき 220円

備考 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

別表第13（第7条関係）

市民運動場夜間照明設備使用料

設備区分	使用料
夜間照明設備	1時間につき 250円

備考

- 1 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 2 この表の規定にかかわらず、四倉市民運動場、田市民運動場、川前市民運動場及び久之浜市民運動場に係る夜間照明設備の使用料については、1時間につき1,100円とする。

別表第13の2（第9条の2関係）

健康増進施設利用料金

使用区分	利用料金の限度額
1人1日につき	1,700円
1人1年につき	63,000円

別表第14（第12条、第14条、第17条関係）

いわき市立総合体育館 いわき市立南部アリーナ いわき市立平体育館 いわき市立新舞子体育館  
いわき市立小名浜武道館 いわき市立勿来体育館 いわき市立関船体育館 いわき市立上三坂体育

館 いわき市立下三坂体育館 いわき市いわき陸上競技場 いわき市平テニスコート いわき市新  
舞子テニスコート いわき市南部テニスコート いわき市平野球場 いわき市小名浜野球場 いわ  
き市南部スタジアム いわき市新舞子フットボール場 いわき市新舞子多目的運動場 いわき市平  
市民運動場 いわき市勿来市民運動場 いわき市常磐市民運動場 いわき市内郷市民運動場 いわ  
き市立いわき弓道場 いわき市立関船弓道場 いわき市いわき市民プール いわき市新舞子ヘルス  
プール